

令和2年3月23日

新型コロナウイルス感染症への対応の基本的方向性について
(業務の縮小等について)

さいたま地裁

1 職員本人が体調不良（発熱等の風邪症状）である場合

職員が体調不良（発熱等の風邪症状）で特別休暇（出勤困難）、年次休暇、病気休暇を取得して登庁を控えた場合には、当該職員の所属部は、同職員の担当事務の手当てをする必要があることから、次のとおり対応する。

(1) 体調不良の職員が裁判官である場合

手当てが必要となる事務は、体調不良の裁判官の事務に限定されることから、原則として、当該裁判官が担当する事件の期日を取り消す又は変更する方向で検討する。ただし、下記のような代理の裁判官による処理が可能な事務については、事務分配規程の裁判事務の代理の定めにより、代理の裁判官が当該裁判官の事務を引き継いで行う。

＜代理の裁判官による対応が可能な事務の例＞

- 代読による言渡しが可能な判決の言渡し
- 代理の裁判官によって容易に期日の進行が可能な事件の処理
- 合議体の構成員の一人として代理の裁判官が加わる

(2) 体調不良の職員が書記官・事務官である場合

原則として、その部の他の書記官等が代わって当該職員の担当事務（法廷立会等を含む。）を分担して行い、それが困難である場合には、他部及び訟廷事務室の職員が応援して分担することとする。ただし、部内及び他部等のその時点での状況を踏まえて、期日変更についても柔軟に対応する。

2 職員又はその同居の親族等が、新型コロナウイルス感染症に感染した者と濃厚接触した者（以下「濃厚接触者」という。）となった場合又は感染が疑われる者と濃厚に接触した場合

- (1) 当事者や来庁者等が新型コロナウイルス感染が疑われる状況になったことが判明した場合、その者に相当時間対応するなど濃厚に接触した職員については、上記当事者等の検査結果が判明するまで、自宅で待機し、登庁を控える。
- (2) 新型コロナウイルス感染症に感染した者と濃厚接触者となった職員又はその同居の親族等について、同人の新型コロナウイルスの検査結果が判明するまでの間

ア 職員本人が濃厚接触者となった場合

職員本人は自宅待機することとし、在宅勤務を行い又は体調不良等による特別休暇（出勤困難）、年次休暇、病気休暇を取得して登庁を控える。その場合には、当該職員の所属部は、当該職員の担当事務（在宅勤務を行う場合の在宅勤務の部分を除く。）の手当てをする必要があることから、上記1と同様の対応を行う。

イ 職員の同居の親族等が濃厚接触者となった場合

職員の同居の親族等が濃厚接触者となった場合、職員は、自宅で待機し、特別休暇（出勤困難）、年次休暇、子の看護休暇、介護休暇を取得して登庁を控えることが望ましい。当該職員の所属部は、当該職員の担当事務の手当てをする必要があることから、上記1と同様の対応を行う。

- (3) 同居の職員の親族等についての検査結果が陽性であった場合

職員本人が濃厚接触者となることから、上記(2)アと同様の対応を行う。

- (4) 職員本人についての検査結果が陽性であった場合

下記3のとおりの対応を行う。

3 職員が新型コロナウイルスの検査で陽性と診断された場合

職員が新型コロナウイルスの検査で陽性と診断された場合は、当該職員の所属部の職員は濃厚接触者となりうることから、その部（日常の接する範囲を考慮して、場合によっては隣接部を含むこともある。）の職員全員が登庁を控える（一般職員が感染した場合、同じ部の裁判官も含まれ、その逆も同様である。登庁しない期間の目安については、陽性と診断された職員の最後の登庁日の翌日から14日間とすることが考えられるが、個別の事情やその後の状況の変化を踏まえて具体的に検討することになる。）。その場合には、その部のすべての事務の手当てが必要となることから、次のとおりの対応を行う。

(1) 診断時にその部に係属している事件について

診断時にその部に係属している事件については、原則として、その部の期日を取消又は変更をする。期日の取消又は変更に伴う連絡事務等については、他の部署の書記官が引き継いで行う。ただし、早急に処理しなければならない事務（刑事部の勾留更新等）については、事務分配規程の裁判事務の代理の定めにより、手当てが必要な部の裁判官の事務を他の部の裁判官が代理して処理を行う。

(2) 診断時以降にその部に配てんされる新受事件について

診断時以降にその部に配てんされる新受事件については、事務分配規程の裁判事務の代理の定めにより、手当てが必要な部の裁判官の事務（準抗告事件の当番による事務を含む。）を他の部の裁判官が代理して処理を行う。この代理での事務処理を行った分については、後日配てん調整は行わない。

その部の書記官及び事務官の事務については、代理する裁判官の所属部の書記官等が分担して行い、必要に応じて他部及び訟廷事務室の

書記官等が応援する。

(3) 令状当番、民事保全等の緊急性を要する事務について

令状当番（平日日中、休日、夜間当番）の裁判官又は書記官、事務官が感染したり、濃厚接触者になったりして執務をとることができないときは、刑事訟廷及び総務課において、速やかに必要な処理態勢を整備する。民事保全等の緊急性を要する事件についても、同様に、民事訟廷等において、必要な処理態勢を整備する。

(4) 支部、独立簡裁について

支部、独立簡裁において、上記の場合で、同支部、独立簡裁だけで態勢を整備することが困難なときは、事務処理規程の代理順序に従って処理することをまず検討し、それが困難なときは、地裁本庁において、BCPの応援態勢を踏まえ、事務処理態勢を整備する。

4 事件部以外の職員が新型コロナウイルスの検査で陽性と診断された場合

3と同様に対応する。この場合には、陽性と診断された職員と同じ執務室で勤務していない職員において、陽性と診断された職員が属する課又は係の事務を分担して行う。限られた人数の職員が業務を行うことが想定されることから、分担する業務を一部に限定して縮小することになる。緊急性を要する事務、支部及び独立簡裁の応援態勢については、3と同様である。

5 上記は基本的方向性を示したものであり、各部署は、この基本的方向性に沿って、各部署の実情等に応じて、適宜判断する。上記の各部署の状況及び対応については、速やかに地裁本庁総務課長又は同課補佐に報告する。